

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）

日 時 平成20年10月17日（金）

午前10時

場 所 生駒市役所403・404会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

(1) 条例の見直しについて

(2) 前文について

2 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 条例の見直し</p>	<p>【ニセコ町】 (この条例の検討及び見直し) 第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【伊賀市】 (この条例の検討及び見直し) 第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>【篠山市】 (条例の見直し及び検討手続き) 第25条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。 2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。 3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議する市民委員会を設置することができる。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおりに作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直す旨を規定する。</p> <p>【条例案例示】 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとする。 2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。</p> <p>【条例解説案例示】 ●この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。 ●見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることとなります。</p>

各市町条例
(2) 前文

【ニセコ町】

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でのよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

【宝塚市】

宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。

また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

【生野町】

播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治22年（1889年）の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。

江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなともに和する”という偕和（かいわ）の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。

生野町では全国における真の住民自治実現へのパイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。

先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを推し進めていく必要があります。

ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的な人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。

【多摩市】

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

【伊賀市】

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣（そう）”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

【名張市】

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

【篠山市】

私たちの篠山市は、21世紀の地方分権時代のまちづくりに備えて、旧多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町及び今田町が、平成11（1999）年4月に合併して誕生しました。

デカンショ節で知られる丹波篠山は、兵庫県の中東部に位置し、四方を緑豊かな山々に囲まれ、秋には深い霧が立ちこめます。この特有の風土や先人たちの努力が、山の芋・黒大豆などの特産物や、丹波焼・春日能などの伝統文化を育み、豊かな田園文化を築いてきました。

私たちは、こうした歴史を大切にしながら、互いに力を合わせ人権・平和・環境を守り、幸せに暮らせるまちづくりを目指してきました。そして、今、市民と市が一体となってみんなで考え、みんなで責任をもってまちづくりを進めるという自治のあり方が求められています。

この条例は、このような自治の理念とその基本を定め、市民と市の参画と協働の手法を明らかにすることによって、「誰もが住みやすく愛されるささやま」を実現するためのしくみを整えるものです。

私たちは、自治の最高規範として、ここに篠山市自治基本条例を定めます。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

- 市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等）
- 目指すべき市民自治の都市像
- そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等）
- 条例制定の目的

【条例案例示】

私たちのまち生駒市は、生駒山地や矢田丘陵、西の京丘陵をはじめ、公園等の緑地や農地も多く、緑に包まれた住宅都市としての特性とともに、万葉集にも詠われた竜田川や富雄川、山田川、天野川などの河川が流れ、潤いのある水辺空間を形成しています。また、弥生中期以降の遺跡、往馬大社、長弓寺、高山茶釜など、先人たちが培い守ってきた歴史文化資源に加えて、鉄道・道路網の整備に伴う交通利便性が相まって、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業といった魅力と最先端の顔を備えた関西有数の住宅都市として発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、地方自治体にはより一層政策の自己決定、自己責任が求められる中、少子高齢化の進展や景気の低迷による税収の伸び悩みなどにより、地方自治体の財政運営は厳しさを増しています。これらの社会経済情勢の急激な変化とともに、市民が行政に求めるニーズは増大するばかりか、高度化・複雑多様化しています。

こうした状況において、これまでは、専ら行政主体のいわゆる「団体自治」による市政運営が進められてきましたが、今後は都市内分権を進め、身近な地域の課題は、市民の自発的な判断、行動によって解決することを基本とする補完性の原則に基づく市民主体の「住民自治」が求められ、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

一方、市は、地方分権の時代に対応できるような「選択と集中」を基本とする都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

これら「団体自治」及び「住民自治」並びに道路や公園、下水道などの都市基盤整備といったハード分野及び福祉や教育、環境といったソフト分野を包含する、生駒市づくりを『まちづくり』と認識し、将来にわたり、全ての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高い生駒市を基本理念として、可能な限り将来世代の負担を積み残さない、持続可能なまちの実現を図らなければなりません。

このような認識の下に、私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、お互いの人権を尊重しながら、自らの責任を自覚し、情報共有に基づく参画と協働による住み続けたいまち生駒を目指し、ここに生駒市における『まちづくり』の最高規範として生駒市市民自治基本条例を制定します。

